



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

21st, July 2013

キーワード：

外資 製薬企業

商業賄賂 ホワイトカラー犯罪



グラクソ・スミスクライン社（葛蘭素史克）が商業賄賂等の重大経済犯罪の嫌疑にかかわり、中国警察の立件捜査を受ける。

2013年7月11日に中国公安部は、葛蘭素史克（中国）投資有限公司（以下「GSK 中国」といいます。）の一部役員が重大経済犯罪の嫌疑にかかわり公安機関から立件捜査を受けたと、オフィシャルウェブサイト上で通達しました。その主な内容は以下のとおりです。

このほど公安部は、国の関連部門より提供された手がかりに基づき、湖南省長沙、上海及び河南省鄭州等の公安機関を統一して指揮し、GSK 中国の一部役員が重大経済犯罪の嫌疑にかかわることについて法により立件捜査を行いました。

公安機関は調査により、近年、大型グローバル薬品企業としての GSK 中国が中国での経営期間中に薬品の販売ルートの開拓、薬品販売価格の引き上げ等の目的を達成するため、旅行会社等のルートを利用して、直接的な贈賄又はプロジェクトスポンサー等の形式で、政府部門の個々の役

世民律師事務所は、1999年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、主に全方位的な法律サービスを提供しています。

弊所は、お客様の価値の実現を目指し、お客様のニーズをとらえて、高品質なサービスを理念に、チームの連携を活かして、お客様に敏速で有効な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail info@shiminlaw.com

電話

上海 021-6882-5007

北京 010-5811-6181

広州 020-3825-1500

大連 0411-3960-8570

東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388

フィラデルフィア +1-267-519-8196

人、少数の医薬業種協会・基金会、病院及び医者等に対して公然と贈賄を行っていたことを明らかにしました。GSK 中国は更に、増値税専用発票を虚偽発行し、旅行会社を通じて偽発票を発行させたり、普通発票を虚偽発行させて現金を受け取る等の方法で違法犯罪活動を行っていました。本件の関係者は多数で、継続期間は長く、本件にかかわる金額は巨額であり、犯罪事案は悪質です。

GSK 中国の一部役員及び関連旅行会社の一部経営陣に重大な商業賄賂及び税にかかわる犯罪の嫌疑があることが、現有の証拠により十分に証明されています。

更に公安機関は調査により、GSK 中国の一部役員が職務上の便宜を利用し、旅行会社を通じて会議に係る業務のリベート又はプロジェクト感謝料を受け取る方法で、公然と賄賂を收受していたことを明らかにしました。

現在、公安機関は、GSK 中国及び関連旅行会社の本件にかかわる犯罪容疑者に対して法により刑事的強制措置を講じています。初歩的な取り調べにより犯罪容疑者は、犯罪の事実について容疑を認めています。本件は、依然として捜査中です。

また、イギリス BBC 中国語網等の国内外メディアの報道によると、現在 GSK 中国の嫌疑にかかわる主な違法行為、中国警察による強制措置を受けた関係者のおおよその状況は以下のとおりです。

1、嫌疑にかかわる違法行為

(1) GSK 中国は、過去 6 年間に旅行会社 700 社とコンサルティング機構に対して 30 億人民元の資金を移し、中国の政府役人、業種協会、病院及び医者等への贈賄に用いていました。

世民 商業賄賂防止チーム

胡 世民 律師

smhu@shiminlaw.com

高 師坤 律師

skgao@shiminlaw.com

山口 豊和 弁護士 (日本法)

tyamaguchi@shiminlaw.com

張 潔敏 顧問

jmzhang@shiminlaw.com

廖 勇 律師

yliao@shiminlaw.com

徐 明 律師

mxu@shiminlaw.com

尹 柏蘇 律師

bsyin@shiminlaw.com

李 蕭東 律師助理

xsli@shiminlaw.com

胡 家祺 律師助理

jqhu@shiminlaw.com

(2) GSK 中国又はその従業員は、リベート及び手数料等の形式で旅行会社等の機構から賄賂を受けていました。

2、警察が講じた強制措置

(1) 拘留され、又は逮捕された嫌疑にかかわる者

①イギリス籍 1 名：GSK 中国との関係又は職務等の詳細不明

②中国籍 10 数名：この中には、高級管理者 4 名：副総裁兼企業オペレーション総経理、副総裁兼ヒューマンリソース部総監、法務部総監及び商業発展事業企業オペレーション総経理等が含まれています。

顧問代表は少なくとも 10 名：具体的な職務の詳細不明

(2) 出国制限

イギリス籍高級管理者（財務総監）1 名が中国の公安機関から中国出国の制限を受けています。

3、嫌疑にかかわる可能性のある罪名

- (1) 非国家公務員収賄罪
- (2) 非国家公務員に対する贈賄罪
- (3) 贈賄罪
- (4) 増値税発票虚偽発行罪

また、GSK 中国には単位贈賄罪の嫌疑にかかわる可能性があります。企業と個人の嫌疑にかかわる罪名及び行為については、附表をご参照ください。

中国の公安当局は、GSK 中国案件に対する調査において、刑事責任を追及する対象範囲を明確にするため、以下の面で重点的に照合調査を行っているはずです。

(1) コーポレートガバナンスのメカニズム及びその執行状況

世民 コーポレートガバナンス チーム

齊斌 律師

qibin@shiminlaw.com

山口 豊和 弁護士（日本法）

tyamaguchi@shiminlaw.com

張 潔敏 顧問

jmzhang@shiminlaw.com

楊 洋 律師

yyang@shiminlaw.com

孫 蔚琳 律師

wlsun@shiminlaw.com

廖 勇 律師

yliao@shiminlaw.com

徐 明 律師

mxu@shiminlaw.com

戴 夢皓 律師

mhdai@shiminlaw.com

袁 卓慧 律師助理

zhyuan@shiminlaw.com

楊 軼帆 律師助理

yfyang@shiminlaw.com

(2) 企業責任の区分規定及びその執行状況

(3) 違法行為実施の計画立案、組織、指揮、承認等の具体的な状況

(4) 本件の関係者が本件で果たした役割

(5) 本件の関係者の目的及び実際の受益者

本件に関係する情報については、現在メディアの報道のみに限られており、実際の状況について把握するすべがありませんが、公安部及び商務部等の部門が発表した情報から、中国政府による「反腐敗・清廉提唱（中国語：反腐倡廉）」という揺るぎ無い決心と断固とした行動を感じ取ることができます。

まず、反腐敗・清廉提唱の対象は、政府及びその役人のみに限られず、同時に内資・外資企業及び業種団体等も含まれます。特に人民の生活と密接に関係し、社会の関心が比較的高く、問題が比較的多い業種が重点分野となる可能性があります。

次に、公安部が発表した内容からすると、事件発生の手掛かりについては、既に内部による告発から、政府の各部門間での情報交換にまで拡大しています。贈賄行為は、秘密の方法により行われる可能性があります。関連資金の流動についてはいずれも企業の財務諸表上に痕跡が残ることになり、これらのデータは既に形成されているもので消去することはできません。税務部門、工商部門等は企業の財務データを明確に把握しており、適切な分析対比を行うことによって問題の手掛かりが発見される可能性は高いといえます。

世民 税法チーム

高 師坤 律師

skgao@shiminlaw.com

張 雯華 會計士/稅務士

whzhang@shiminlaw.com

山口 豊和 弁護士（日本法）

tyamaguchi@shiminlaw.com

孫 蔚琳 律師

wlsun@shiminlaw.com

佐藤 楠 弁護士（ニューヨーク法、
ニュージャージー州等）

nsato@shiminlaw.com

楊 洋 律師

yyang@shiminlaw.com

吳 法全 律師

fquwu@shiminlaw.com

戴 夢皓 律師

mhdai@shiminlaw.com

張 清清 會計/稅務助理

qqzhang@shiminlaw.com

徐 芳 會計/稅務助理

fxu@shiminlaw.com

沈 敏傑 律師助理

mjsheng@shiminlaw.com

企業は、中国政府の商業賄賂問題に対する危機感と反腐敗・清廉提唱を推進する決心を十分に認識しなければなりません。GSK 中国が商業賄賂の嫌疑により捜査を受けたということは、決して個別の事例ではなく、商業分野に存在する賄賂等の違法行為に対して取締り及び処罰の程度を強化するというのは、中国が規範的かつ秩序ある市場経済を確立する上で必然的な措置であり、社会・大衆が強く要求していることでもあります。国務院は、2006年に商業賄賂取締中央指導チームを設立し、これには税務、工商及び司法部門等20余りの関連部門を含む単位が参与し、全国範囲における商業賄賂取締りの調整と管理に責任を負わせ、同時に医薬品売買、政府調達、工事建設、土地払下げ、財産権取引、資源開発及び販売という6分野を重点分野として取締りを行うことを更に確定しました。その後、「商業賄賂専門項目業務取締りを深く推進することに関する意見」及び「商業賄賂刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する意見」等を含む一連の法律及び行政法規を公布しました。

中国の現在の商業賄賂に対する監督管理には、以下のような特徴があります。

- 第一 複数部門の管理分担を調整する管理プラットフォームを設置する。
- 第二 重点監督管理を行う商業分野を明確にする。
- 第三 相対的に明確な法体系を有する。

中国の幹部も何度も立場を示し、重点的に商業賄賂を取り締まる決心を表明しました。例えば2012年3月、当時国務院総理を務めていた温家宝は、かつて国務院第5回廉潔政治業務会議の場で、商業賄賂は断固として調査して処罰・処分をする4種類の重点案件のうちの一つであると指摘しました。このような大きな背景の下で、中国で商業賄賂を行うことにより処罰されるコストが徐々に高まり、2005年7月から2011年12月までのみで、全国で取締りを受けた商業賄賂の事件数は計102,214件、事件にかかわる金額は計260.6億元に上り、そのうち外資の力拓(Rio Tinto PLC)の胡士泰事件及び内資の国美的黄光裕事件のような大型重要事件があります。

今回 GSK 中国事件により、医療分野に蔓延する商業賄賂に対して整備を開始するという明確なシグナルが出されました。報道によると、GSK 中国以外に、中国政府の関係部門は、その他の内資及び外資の製薬会社にも調査を展開したとのこと。例えば 7 月 19 日、ベルギーの製薬会社である UCB（有時比）社は、中国の工商行政管理部門の役人が当該企業の上海に設立された機構を訪問し、その訪問目的は当該企業に関連するコンプライアンス情報の追求であったことを表明しました。

上記のように、外商投資企業及びその出資者にとって、先ず認識する必要があるのは、中国社会全体が商業賄賂問題の「許容度ゼロ」について「許容度が徐々に低下」する方向に向かって必然的に前進していくということです。したがって、特に外資の大企業にとってはその影響力が大きく、かかわる範囲も広いと、この問題で幸運をあてにするという心理を持ち、「郷に入っては郷に従う」、「大勢に従う」、成り行きに任せるといような意識を持つてはなりません。GSK 中国の事件は、この点を明確に表わしているといえます。

商業賄賂を根絶するには、企業は、先ず自身の置かれている商業環境及び汚職が形成される可能性のある腐敗要素及びリスクについての的確に理解し、かつ、把握しなければなりません。これを基礎として、コーポレートガバナンス構造の面で予防メカニズムを設定し、各部門及び各方面の関係者の権限・責任に係る分担を明確かつ具体化し、これらを実施する上での有効性等の状況について絶えず細かく観察しなければなりません。これには以下の面が含まれます。

- ① 企業のコーポレートガバナンス構造についていうと、企業は、各部門の権限・責任を明確にすると同時に、企業の方策決定フローについて「保険」を掛け、法務・コンプライアンス等の内部統制部門の独立性及び有効性の確立を重視し、特に各役員の違法行為が企業全体の違法行為にエスカレートするリスクを防止することに注意しなければなりません。
- ② 企業内部のリスクコントロールについていうと、企業は、独立した内部管理統制システムを確立し、各業務部門の日常業務の監督管理及び商業分野の賄賂にかか

わるリスク評価を行わなければなりません。各部門の関係者が把握するリソースを利用して商業分野の賄賂を行うリスクを防止します。

③ 従業員の管理面についていうと、企業は、従業員個人の管理を強化し、適格な従業員の選抜を重視し、内部養成・訓練を強化しなければなりません。業務の分配で業務チェーン全体に対する個人の管理統制を極力減少し、職責分離制度を積極的に推進しなければなりません。

④ 企業文化の確立面についていうと、従業員に対する内部教育の養成・訓練を反復して絶えず強化し、正しい企業文化を確立し、汚職等各種の違法行為の危害、及び企業が違法行為に対して「強い圧力をかけ」、「許容度ゼロ」であることを従業員に十分に認識させ、幸運をあてにする様々な心理を取り除く必要があります。

⑤ 政府機関との調整・協力面で、企業は、日頃から政府機関との意思疎通を強化し、反商業賄賂の規定から実務面に関する最新動向を把握するほか、企業が自身に違法な問題があることを万一発見した場合には、自発的に、遅滞なく、誠実に関係行政部門又は司法部門に対して報告し、積極的に調査に協力しなければなりません。

また、商業分野の賄賂を防止する業務は、中国国内の企業だけの責任ではないということに注意が必要です。実際には、国外企業の中国で設立した子会社が贈賄等により中国で処罰を受けると、その悪影響は中国国内のみにとどまらず、国外の関連企業のビジネス上の信用に影響を及ぼし、国外の出資者も所在国の法律に基づき処罰を受ける可能性があります。

例えば、イギリスの「贈収賄防止法」(The Bribery Act 2010)及びアメリカの「海外腐敗行為防止法」(Foreign Corrupt Practices Act)には、いずれも海外に子会社を設立した本国の会社(以下「親会社」といいます。)を対象として、海外子会社が親会社の利益のために国外の政府役人に贈賄した場合に、子会社の違法行為により親会社が本国の法律に従い処罰等を受けることが定められています。国外企業は、中国で投資をした後に、自身の責任としても出資者の監督管理義務を全うしなければなりません。中国政府はGSK中国事件を通じて既に明確なメッセージを出しており、外国企業とりわけ大企業は今後「中国の商業環境が複雑である。」等を理由に、中国子会社の商業行為に係るコンプライアンスについて無関心で、消極的に対応することがあってはなりません。

中国政府の反腐敗・清廉提唱により公平な商業競争環境を取り締まり、完全化するという決心は大きく、その手段は確固たるものです。政府各部門の調整・協力及び情報技術のサポートの下で、賄賂の手段がどんなに隠蔽されていたとしても、調査により必然的に全てが暴露されます。実際には、中国政府の反腐敗・清廉提唱、金銭的な裏取引等の暗黙のルールを排除するという行動は、公平かつ公正な商業競争環境を作り出し、外商投資企業の中国における発展に有益となります。企業の競争力は主に、完全なコーポレートガバナンスメカニズム、成熟した企業文化と良好な物流ルート等の要素に依存しており、これらはまさに完全な市場経済システムを有するところから来た外商投資企業が長けているところです。外商投資企業がこれらの優位性を中国で存分に発揮することは中国社会の発展に対して有益であり、出資者、企業自身、従業員、顧客及び所在地等の各利益関連当事者に対して積極的かつ有益であると思われま



附表：

メディア報道に基づき整理した、GSK 中国事件にかかわると思われる行為表現の形態及び中国刑法上の嫌疑にかかわる罪名及び処罰等は、以下のとおりです。ご参考にさせていただきます。

行為表現形態	罪名	法的根拠	刑事処罰
職務上の便宜を利用し、各種名義のリベート又は手数料を收受し、個人の所有に帰属させる。	非国家公務員 収賄罪	「刑法」第 163 条	最高 5 年以上の有期懲役、かつ、財産を没収することができる。
不正な利益を取得するため、会社、企業又はその他の単位の職員（病院の医療関係者等）に財物を与え、金額が比較的大きい場合【1】	非国家公務員に 対する贈賄罪	「刑法」第 164 条	最高 3 年以上 10 年以下の有期懲役、罰金を併科
不正な利益を取得するため、国家机关、国有会社、企業又は事業単位に財物を与える。	単位に対する贈 賄罪	「刑法」第 391 条	3 年以下の有期懲役又は拘留
不正な利益を取得するため、役人及び医療機構の国家公務員に対して賄賂を提供する。	贈賄罪	「刑法」第 389 条、第 390 条	最高 10 年以上の有期懲役又は無期懲役を科すことができ、財産の没収を併科することができる。
増値税専用発票及びその他の発票を虚偽発行	増値税発票虚偽 発行罪及び発票 虚偽発行罪	「刑法」第 205 条	最高 10 年以上の有期懲役又は無期懲役を科すことができる。

1 「商業賄賂刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する意見」第 4 条

弊所の声明：

本速報は、弊所のクライアントを含むがこれに限らない第三者に対して最新の法律面での情報を提供するためにのみ使用されるものとし、かつ、効力を有する法律意見書ではない。弊所の発行する正式な法律意見書の確認を経ずに、本件速報の内容を、会社の方策決定を含むがこれに限らない特定の状況下で有効な法的根拠として引用してはならない。

